

○佐藤委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会いたします。

本日の会議は全員出席であります。

初めに、令和3年第3回定例会提出議案についてを議題といたします。認定第1号、令和2年度旭川市一般会計決算の認定について、認定第2号、令和2年度旭川市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、認定第5号、令和2年度旭川市育英事業特別会計決算の認定について、認定第6号、令和2年度旭川市介護保険事業特別会計決算の認定について、認定第7号、令和2年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計決算の認定について、認定第8号、令和2年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について、議案第2号、旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、旭川市助産施設条例及び旭川市助産施設及び母子生活支援施設費用徴収条例の一部を改正する条例の制定について、以上の8件について、理事者から説明願います。

○稲田税務部長 認定第1号、令和2年度旭川市一般会計決算のうち、税務部所管分につきまして御説明申し上げます。

まず、市税歳入につきまして御説明申し上げます。

市税決算説明資料1ページ、2ページをお開きください。表の下から3行目の合計欄になりますが、予算現額400億円に対し、収入額398億2千786万5千453円で、差引き1億7千213万4千547円の減、率にしまして0.4%の減となっております。

予算額から増減が生じた主なものといたしましては、まず、予算現額を上回ったものとして、表の上から3行目、個人市民税でございますが、予算現額144億6千422万5千円に対し、収入額146億9千229万4千288円で、差引き2億2千806万9千288円の増、率にして1.6%の増となっております。この主な要因としましては、個人所得の伸びが見込みを上回ったことなどによるものでございます。

次に、収入額が予算現額を下回ったものといたしまして、表の上から7行目、法人市民税でございますが、予算現額28億6千128万3千円に対し、収入額27億6千740万5千800円で、差引き9千387万7千200円の減、率にして3.3%の減となっております。その主な要因としましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う企業収益の落ち込み等により、収入額が見込みを下回ったものでございます。

また、表の上から11行目の固定資産税でございますが、予算現額147億7千734万5千円に対し、収入額145億7千311万1千677円で、差引き2億423万3千323円の減、率にして1.4%の減となっております。その主な要因としましては、特に現年課税分において、新型コロナウイルス感染症への緊急経済対策として創設された徴収猶予の特例制度の適用などにより、固定資産税の収入率が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

なお、決算における収入率につきましては、2ページの収入率欄の下から3行目にありますとおり、市税全体で95.99%となっており、前年度の96.06%と比べ0.07ポイントの減となっております。収入率が低下した主な要因としましては、やはり現年課税分において、先ほどの徴収猶予の特例などにより、令和2年度中の納付とならなかったものが多く生じたことによるもので

ございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。各会計歳入歳出決算事項別明細書の76ページ、77ページをお開きください。表の中段部分が税務部所管事業となっております。2款2項徴税費の決算総額でございますが、支出済額14億4千986万3千595円で、執行率86.8%となっております。

このうち、税務部が所管する主な臨時事業について御説明させていただきますが、まず、2款2項2目賦課徴収費の備考欄中、下から4つ目のふるさと納税推進費9億9千799万2千829円でございます。令和2年度は、寄附金の使途の見える化をさらに進めることで、寄附者の共感を得られるよう努めたほか、地場産品を活用した返礼品の充実や決済方法の拡充、PR冊子の更新を行うことなどにより事業の推進に取り組んでまいりました。実績としましては、寄附件数が延べ11万9千976件、前年度と比較して約1.5倍、また、寄附金額につきましては18億135万7千347円、前年度と比較して約1.4倍と増加しているところでございます。

また、同じく2款2項2目中、決算額の比較的大きいものとして税総合オンラインシステム整備費がございます。令和2年度においては、税制改正に伴うシステム改修等を行い、8千245万6千円を執行したところでございます。

以上、概略であります。税務部所管に関わります令和2年度一般会計決算についての説明となります。よろしくお願いいたします。

**○林市民生活部長** 認定第1号、令和2年度旭川市一般会計決算の認定についてのうち、市民生活部所管分につきまして御説明を申し上げます。

資料はございませんが、部全体の歳入歳出についてであります。

まず、歳入でございますが、予算現額8億2千838万6千円に対しまして、収入済額は7億3千522万3千662円となっております。歳入の主な内容といたしましては、16款使用料及び手数料が2億3千299万5千126円、17款国庫支出金が3億7千24万732円などとなっております。

次に、歳出でございますが、予算現額17億8千824万5千307円に対しまして、支出済額15億1千187万8千466円、繰越額3千3万9千円であり、不用額は2億4千632万8千261円、執行率は86.2%となっております。

市民生活部が所管する事業につきましては、経常費が24事業、臨時事業費が23事業の合わせて47事業となりますけれども、その主なものについて御説明申し上げます。

令和2年度主要施策の成果報告書46ページを御覧ください。3の地域いきいき温もりづくりの地域まちづくり推進費でございます。この事業は、全市15地域に設置した地域まちづくり推進協議会において、地域の情報や課題を共有するとともに、その内容を反映し、地域の課題解決、また活性化に取り組む事業主体に対して補助金等を交付したものでありまして、事業費としては742万5千円を執行しております。令和2年度は、地域の活動計画に基づき複数の事業を一体的に実施する包括型補助金モデル事業の対象地域を拡大したほか、地域の課題解決や活性化に取り組む事業に対し支援を行いました。

次に、47ページとなりますが、地域会館建設費等補助金でございます。この事業は、地域住民の主体的な活動を支援し、地域力の向上を図るため、地域活動のための会館の新築や修繕、解体等

の工事、物置等の設置に対しまして補助金を交付するもので、事業費といたしましては596万1千円を執行しております。令和2年度には、補助率を3分の1から2分の1へ引き上げ、また、工事区分ごとの限度額を見直すなど、地域の負担軽減を図りながら地域活動の拠点整備を進めました。

次に、資料はございませんが、新型コロナウイルス感染症対策関連といたしまして、17款2項1目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した主な事業について御説明申し上げます。

まず、市民課窓口ICT化推進費でございます。この事業は、市民の利便性向上に加え、混雑解消による3密防止を図るため、各種届出に係る時間短縮やワンストップ化に有効な窓口支援システムと、各種手数料の支払いへのキャッシュレス決済を導入したものでありまして、事業費としては2千980万6千61円を執行しております。キャッシュレス決済は令和2年11月、窓口支援システムは令和3年3月から利用を開始しております。

次に、地域の新しい生活様式支援事業費でございます。この事業は、町内会などの地域活動の場面でも新しい生活様式や新北海道スタイル、こういったものに基づいた感染防止の取組が必要となることから、町内会に対し、活動を行う上での留意点をまとめたパンフレットを送付するもので、特に地域活動の拠点である240の地域会館に対しましては、消毒用アルコールなどの衛生用品を配付することを通じて、館内での感染リスクの低減や、安心して地域で活動できる環境づくりを支援してまいりました。事業費としては、236万4千32円を執行しております。

そのほか、施設における感染リスク低減の観点から、旭川聖苑のトイレ洋式化や、西神楽農業構造改善センターの農産加工室床修繕、支所窓口等の衛生用品購入費など484万8千957円を執行しており、安心して施設を利用できるよう対策を講じてまいりました。

以上、よろしくお願い申し上げます。

**○金澤福祉保険部長** 本定例会に提出している議案のうち、福祉保険部所管に関わる事項につきまして御説明申し上げます。

初めに、認定第1号、令和2年度旭川市一般会計決算の認定でございます。

本日、資料はございませんが、決算の概要について説明させていただきます。福祉保険部所管の歳入総額でございますが、予算現額633.3億円に対し収入済額627.8億円であり、その大部分の88.6%が17款国庫支出金で556.5億円となっております。

次に、歳出総額でございますが、予算現額866.5億円に対し支出済額847.7億円であり、執行率は97.8%、一般会計全体に占める割合は42.6%となっております。この847.7億円から新型コロナ緊急対策分338.4億円を差し引いた509.3億円のうち、扶助費、特別会計繰出金、後期高齢者医療療養給付費負担金の合計額486億円は、簡単に削減することが困難なもので、義務的経費としており、95.4%を占めております。

次に、福祉保険部決算における新型コロナウイルス感染症による影響についてでございます。例年と比較して、新型コロナ緊急対策分338.4億円が増となっており、福祉保険部の歳出全体の39.9%を占めております。新型コロナ緊急対策分の大部分98.8%を占めているのが、特別定額給付金支給費でございます。決算額は334億2千58万3千円となっております。17万7千731世帯に対し、33万1千980人分の特別定額給付金を支給しております。

次に、既存事業への主な影響についてでございますが、生活保護等費の扶助費が、令和元年度と比較して8億3千564万6千円の減、重度心身障害者医療費助成費の扶助費が4千254万円の減となっており、いずれも主に医療機関への受診控えの影響によるものと考えております。また、高齢者バス料金助成費の扶助費につきましても、高齢者の外出控えなどによりバス利用回数が減少し、4千519万1千円の減となっております。なお、この対策として事業化した高齢者活動促進支援費の扶助費の決算額が5千4万4千円となっております。

それでは、福祉保険部が所管する経常費32事業、臨時費63事業の合わせて95事業のうち、主な事業について、主要施策の成果報告書に基づき御説明申し上げます。

主要施策の成果報告書の43ページを御覧ください。3款1項3目老人福祉費の高齢者等除雪支事業費でございます。決算額は285万円となっております。これは、自力または家族での除雪が困難な高齢者、身体障害者の世帯を対象とする住宅前道路除雪において、地域の支え合いによる除雪体制を構築する事業で、令和2年度は40団体246人の協力により304世帯の住宅前道路除雪を実施しております。

次に、65ページを御覧ください。3款1項3目老人福祉費の介護サービス等事業者特別給付金でございます。決算額は7千748万2千円です。これは、介護サービス等事業者に対し、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながらサービスを提供することを支援するため特別給付金を支給するもので、977事業所に対し7千728万円を支給しております。

次に、66ページを御覧ください。3款1項2目障害者福祉費の就労継続支援事業所生産活動活性化事業費でございます。決算額は3千976万8千円です。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、請負作業や商品販売機会が減少している就労継続支援事業所に対し、障害者の就労機会や工賃を確保するため、主に布マスク等の製作を依頼し、必要経費の補助及び成果品の買取りを行うもので、受注した37事業所に対し、製作に要する経費の補助として1千7万2千円、成果品の購入代として2千126万9千円を支払っており、障害者の就労機会等の確保につながったものと考えております。

次に、67ページを御覧ください。3款1項2目障害者福祉費の障害福祉サービス等事業者特別給付金と、3款2項2目児童措置費の障害児通所支援等事業者特別給付金でございます。決算額は合わせて2千120万2千円となっております。これは、65ページの介護サービス等事業者特別給付金と同様、障害福祉サービス等事業者、障害児通所支援等事業者に対し、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながらサービスを提供することを支援するため特別給付金を支給するもので、331事業所に対し2千118万円を支給しております。

続きまして、認定第2号、令和2年度旭川市国民健康保険事業特別会計決算の認定についてでございます。決算事項別明細書の156ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。歳入総額351億6千531万8千円に対し、歳出総額が346億4千71万6千円であり、実質収支は5億2千460万2千円の剰余となっております。会計全体の収入率は97.1%、執行率は95.6%となっております。

続きまして、認定第6号、令和2年度旭川市介護保険事業特別会計決算の認定についてでございます。192ページの実質収支に関する調書を御覧ください。歳入総額362億2千651万9千円に対し、歳出総額が353億2千454万4千円であり、実質収支は9億197万5千円の剰余

となっております。会計全体の収入率は99.3%、執行率は96.8%でございます。

続きまして、認定第8号、令和2年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定についてでございます。204ページの実質収支に関する調書を御覧ください。歳入総額54億2千215万9千円に対し、歳出総額が54億1千895万3千円であり、実質収支は320万6千円の剰余となっております。会計全体の収入率は99.0%、執行率は98.9%となっております。

以上、概略ではございますが、令和2年度決算についての説明でございます。よろしくお願いたします。

**○中村子育て支援部長** 本定例会に提案しております各会計決算と条例改正のうち、子育て支援部所管に関するものについて御説明申し上げます。

まず、認定第1号、令和2年度旭川市一般会計決算の認定の子育て支援部所管部分です。資料はございませんけれども、歳入の説明です。予算現額156億8千864万4千839円に対しまして、収入済額が150億7千628万5千775円となっております。歳出ですけれども、予算現額235億7千901万6千608円に対しまして、支出済額が220億8千565万4千668円で、執行率は93.6%となっております。

次に、子育て支援部の主な事業について御説明させていただきます。子育て支援部の事業は、経常費23事業、臨時費57事業、合わせて80事業でございますが、主要施策の成果報告書に基づき、主なものを説明させていただきます。

主要施策の成果報告書の11ページを御覧いただければと思います。児童家庭相談事業費2千669万6千円です。この事業は、児童やその保護者等からの相談を受けて助言や指導等の支援を行うもので、令和2年度は家庭児童相談等が延べ5千21件、スクールソーシャルワーカーが受けた相談が2千104件となっており、関係機関と連携、協力しながら相談者への支援を実施しております。

次に、12ページ、産後ケア事業費527万3千円です。出産後の心身ともに不安定な時期に、育児支援を要する母子を対象に助言、指導を行うもので、令和2年度は宿泊型16人、延べ40泊、日帰り型14人、延べ33日のほか、訪問型については134人、延べ382回の利用があったところ です。

次に、13ページ、産前・産後ヘルパー事業です。決算額274万円で、この事業は、妊娠中または出産後の子育て家庭がヘルパーによる家庭及び児童の援助を受けるための利用券を交付するもので、令和2年8月の事業開始ということですが、121人、延べ653回の利用があったところ です。

それから14ページ、実費徴収補足給付費です。決算額2千798万8千円で、令和元年10月から開始した幼児教育、保育の無償化に伴い、保育料に含まれていた給食費のうち、副食材料費が実費徴収になったことで負担増となる世帯に対して、その増額分を支給するという事業です。令和2年度は199人の児童を対象に合計333万7千円を助成しております。また、年収360万円以上の世帯における保護者と生計を一にする第3子以降の子ども614人を対象に、2千465万1千円の副食費を免除しているところ です。

次に、15ページ、私立認可保育所等建設補助金です。3億829万5千円の決算です。認可保育所等の増改築等に係る建設費の一部を補助するもので、令和2年度は増改築2件についての補助

を実施し、保育の受皿としては29人分の定員増を図ったところです。

次に、16ページ、放課後児童クラブ運営費、決算額6億7千750万3千円です。令和2年度は、公設の児童クラブの運営を全て民間に委託したということで、公設民営80施設の運営を行うことで2千763人の児童が入会しているところです。

17ページです。放課後児童クラブ開設費、1億839万1千円です。定員超過入会等を解消するために、令和2年度は新たに3か所の新規開設、それから1か所の移設整備を行い、64人の定員増を図ったほか、民間14事業者が運営する放課後児童クラブへの運営費を補助する取組を行っているところです。

次に、18ページ、保育士確保事業費3千318万5千円です。保育士の確保と就労継続を図り、保育士不足を解消しようとするもので、令和2年度は保育士試験による資格取得者3名への補助、それから保育士宿舍借り上げ支援事業では、35の保育施設、87人への補助を実施して、新卒・若手保育士の生活に係る負担軽減を図ることとしております。また、保育士を目指す学生等を対象に進学・就職説明会を実施し、400人以上の参加があり、保育士養成校に通う学生を対象に、市内教育・保育施設の見学・体験ツアーを実施し、28人の参加があったところです。

次に、19ページになります。あさひかわっ子夢応援プロジェクト事業費42万5千円です。子どもたちが今チャレンジしてみたいことに対しまして募集を行い、発表・提案内容を審査の上、選考された企画に対し実現に向けた支援を行うということで、令和2年度は応募件数14件のうち大賞1件、奨励賞4件を決定し、20万4千円の研修費を助成したところです。

続きまして、少し飛びまして42ページを御覧ください。子どもの未来応援費343万8千円です。子ども食堂、学習支援、プレーパークを運営する団体への補助、それから児童養護施設入所等の子どもに対して支援を行うというもので、令和2年度は子ども食堂等を運営する6団体に対する会場使用料、保険料の補助、それから児童養護施設入所等の子どもに対する高校卒業後の進学、就職のための支援金を支給しました。それから新型コロナウイルス対策の関係で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で例年どおり実施が困難だった子ども食堂等の運営者に対して、衛生用品や弁当等等の賄材料費を対象経費とする補助金を新設し、11団体に対して273万9千円を補助したところです。

また少し飛びまして、59ページ、妊産婦ランチサポート事業費です。1千353万5千円の決算で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って外出自粛等によるストレスや不安を抱えている妊産婦に対し、出前や持ち帰りで利用できる食事券を無料交付する事業で、1千888人に500円分の食事券10枚をつづったものを交付しまして、1万4千枚の利用があったところです。

次に、60ページになります。出産特別祝金支給費、1億4千681万3千円の決算です。感染の不安を抱えながら過ごした妊婦の子の一部が、国の特別定額給付金の対象外となったことから、対象となる子と同学年になる子に対しまして、国の特別定額給付金と同額を祝い金として支給するもので、令和2年度は10万円を1千453人に支給したところです。

それから、61ページになります。保育所等従事者慰労金支給費です。保育所等で自らが感染するリスクが高い環境において保育、養護等を継続的に行っている職員を支援するために慰労金を支給するもので、5万円を3千615人に対して支給したところです。

一般会計は以上です。

次に、認定第5号、令和2年度旭川市育英事業特別会計決算の認定です。各会計歳入歳出決算事項別明細書172ページから173ページを御覧いただければと思います。

まず、育英事業特別会計の歳入です。予算現額3億2千353万6千円に対しまして、収入済額が2億6千617万3千261円となっております。

次に、歳出になりますが、174ページから175ページです。予算現額3億2千353万6千円に対しまして、支出済額が2億5千726万608円となっております。執行率は79.5%となっております。

それから、176ページの実質収支に関する調書を見ていただければと思います。令和2年度の実質収支額は891万3千円の剰余となっているところです。

次に、認定第7号、令和2年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計決算の認定です。事項別明細書の194ページから195ページを御覧いただければと思います。

まず歳入ですが、予算現額1億9千359万5千円に対しまして、収入済額が2億8千365万3千4円となっております。

歳出が196ページから197ページです。予算現額1億9千359万5千円に対しまして、支出済額6千48万8千601円、執行率は31.2%となっております。

それから198ページ、実質収支に関する調書を見ていただければと思います。令和2年度実質収支額は2億2千316万4千円の剰余となっております。

決算は以上です。

次に、条例改正2件、説明させていただきます。

まず、議案第2号、旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、内閣府令の一部改正に伴いまして、手続等において書面等で行うことが規定されていたものについて、書面に代えて電磁的記録により行うことができる規定を追加しようとするものです。

それから、議案第3号になります。旭川市助産施設条例及び旭川市助産施設及び母子生活支援施設費用徴収条例の一部を改正する条例の制定です。地方税法の一部改正により、ひとり親控除の制度が新設されましたことから、市独自の寡婦（夫）控除のみなし規定の適用の廃止等、所要の改正を行おうとするものです。

以上が子育て支援部に関わるものです。よろしく願いいたします。

**○向井保健所地域保健担当部長** 本定例会に提出している議案のうち、認定第1号、令和2年度旭川市一般会計決算の認定につきまして、保健所所管に係る事項について御説明を申し上げます。

本日資料はございませんが、初めに保健所全体の決算概要について御説明をさせていただきます。

まず、歳入総額でございますが、当初予算額1億7千415万4千円に新型コロナ対策関連予算の補正20億7千701万円を加えた予算現額22億5千116万4千円に対し、収入済額5億8千144万6千66円で、収入率25.8%となっております。差引き額マイナス16億6千971万7千934円につきましては、そのほとんどが新型コロナウイルスワクチン接種関連の国庫支出金となっており、事業費を令和3年度に繰り越していることによるものです。次に、収入済額の主なものといたしまして、国庫支出金の感染症予防対策負担金が2億8千744万7千246円、使用料及び手数料のと畜検査等手数料が5千268万4千円、道支出金の新型コロナウイルス

感染症緊急包括支援交付金が3千393万円となっております。

続きまして、歳出総額でございますが、当初予算額13億7千607万3千円に新型コロナ対策関連予算の補正26億2千897万5千673円を加えた予算現額40億504万8千673円に対し、支出済額19億9千173万6千423円で、執行率49.7%となっております。なお、繰越額の17億3千87万3千285円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種関連の事業費として、第2回定例会において繰越明許費として御報告をさせていただいております。

以上が全体の概要となります。

続きまして、事業でございますが、経常費22事業と臨時費13事業の合わせて35事業のうち、主な4事業につきまして、歳入歳出決算事項別明細書で御説明を申し上げます。

92ページ、93ページを御覧ください。93ページの右端の備考欄の事業名を御覧いただきたいと思いますが、初めに、中ほど4款1項2目予防費、がん対策費2億882万1千973円でございます。本事業は、がんの早期発見、早期治療につなげることで、がんによる死亡者の減少や、市民の健康寿命の延伸を図るとともに、がん検診をきっかけとした健康意識の向上を推進するため、延べ5万2千523人に対し各種がん検診等を実施したものでございます。令和2年度は、新型コロナウイルスの影響による受診控えなどにより、受診者数が減少したところではありますが、受診者の利便性の観点から、巡回検診や福祉保険部が所管する特定健診とのセット型検診の実施、また、個別の受診勧奨などを行っております。

次にその3つ下でございます。感染症予防対策費2億7千721万7千331円でございます。本事業は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法に基づき、患者発生時や平常時の各状況に応じ、各種感染症に対する意識啓発や患者等への適切な医療サービスの提供及び蔓延防止のための各種検査等を実施したものでございます。このうち、新型コロナウイルス感染症に係るものが2億6千651万2千48円であり、感染拡大防止を図るため、医療機関等と連携して発生対応を行ったほか、PCR検査の医療機関への委託や、医療費の公費負担等を行っております。

次に、その下でございます。予防接種費8億3千613万8千142円でございます。本事業は、予防接種法に基づき、定期の予防接種を円滑に実施することで、個人の発病予防及び重症化の防止、さらに集団での感染症蔓延の予防を図るものでございます。昨年度は、ロタウイルス感染症に係る予防接種が10月に追加されたことで、計16疾病に対するワクチン接種等を延べ13万9千671人の市民に対し実施しているところでございます。

次に、予防費のアスタリスクのところ、上から5番目の発熱外来体制構築費1億8千206万404円でございます。本事業は、市民が安心して医療を受けられるよう、1次医療機関における発熱外来体制を構築するため医療機関に対する各種支援を行ったもので、協力・サポート医療機関及び休日当番医に対する協力金の支援のほか、サージカルマスクなどの感染防護具の供給を行いました。

以上、概括的ではございますが、決算概要の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

**○富岡環境部長** 第3回定例会提出議案であります認定第1号、令和2年度旭川市一般会計決算の認定のうち、環境部所管分につきまして御説明をさせていただきます。



特に資料はございませんが、まず、歳入でございます。予算現額14億560万2千円に對しまして、収入済額は13億7千354万3千291円となり、3千205万8千709円の減となっております。次に、歳出でございますが、予算現額33億9千491万5千円に對しまして、支出済額は33億737万5千259円で、執行率は97.4%となっております。

続きまして、環境部の主な事業につきまして御説明をいたします。

それでは、決算事項別明細書92ページを御覧ください。最下段に記載しております4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費につきましては、自然環境の保全に関する普及啓発活動のほか、地球温暖化対策に係るものとなっております。

主な個別事業につきまして、順次、御説明いたします。

まず、95ページ備考欄の上から5番目の鳥獣対策費でございます。決算額222万3千399円につきましては、野生鳥獣による生活環境被害を防止するため、繁殖期のカラスの威嚇行為、また、人間の生活圏に出没するヒグマの対策等を実施したものでございます。特に、ヒグマの対策につきましては、令和2年度は47件の通報があり、現地調査や警戒看板の設置、出没地域の周辺住民への注意喚起等を実施しております。また、状況に応じ、箱わなを設置しておりますが、令和2年度からは遠隔操作型センサーカメラを導入し、捕獲確認作業における猟友会会員の安全性の確保や負担軽減を図っております。このほか、人と野生動物とのあつれきを防止し、共存を図るためのセミナーを開催しております。

続きまして、同じ枠内の一番下を御覧ください。地域木質バイオマス利活用促進事業費でございます。決算額148万円につきましては、地域の森林資源を利活用し、化石燃料を使わない低炭素社会に貢献するため、まきストーブの設置費用の一部を補助するもので、令和2年度は19件の申請に対し、8件について補助を実施しております。

次に、同じページの最下段になりますが、4款衛生費、2項清掃費につきましては、ごみの減量化や資源化及び適正処理に係るじんかい処理費やし尿処理等の費用となっております。

主な個別事業について御説明いたします。同じページ、備考欄の一番下、廃棄物最終処分場管理費でございます。決算額5億218万5千269円につきましては、旭川市廃棄物処分場の運営管理、及び中園廃棄物最終処分場の維持管理を実施したものでございます。中園処分場は、既にごみの埋立てを終了しておりますが、現在も埋立地から発生する浸出水の処理を行っております。これまでは、法定基準よりも厳しく設定した自主基準値に基づき処理しておりましたが、地域住民との合意により、令和2年度からは法定基準による処理に移行し、同処分場の廃止に向けて一歩前進した状況となっております。

次に、97ページ、備考欄の上から5番目を御覧ください。ごみ収集運搬費でございます。決算額13億1千603万5千820円につきましては、各家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物をごみステーションから速やかに収集するため、12の事業者との委託契約により実施したものでございます。

次に、この事業の8つ下、不法処理防止等推進費でございます。決算額327万4千541円につきましては、不法投棄の発生を抑制するため、パトロールやボランティア協力員による監視を実施し、271件の不法投棄の発見、また発見時の早期対応を行ったほか、監視カメラ及び啓発のぼりの設置等を行ったものでございます。

次に、同じ枠内の下から2番目を御覧ください。缶・びん等資源物中間処理施設整備費でございます。決算額1千209万6千751円につきましては、現在の近文リサイクルプラザに代わる新たな資源物中間処理施設の整備に向けて建設用地の測量調査等を実施したものでございます。なお、事業に要するコスト上昇などの状況の変化を踏まえ、事業の内容や整備手法の見直しを行いました。その方向性を新たに位置づけるものとして旭川市リサイクルセンター整備基本計画を策定したところでございます。

次に、この事業の1つ下を御覧ください。ごみ減量アクション推進費でございます。決算額4万1千250円につきましては、2R、発生抑制、また再使用でございますが、これらに積極的に取り組む事業所を認定する旭川エコショップ事業を実施したほか、食品ロスの削減対策として、これまでに実施したモニター調査や取組結果を踏まえ、市ホームページ内に旭川市食品ロス削減ポータルサイトを新たに開設し、周知啓発を実施したものでございます。

最後に、全額不執行のため本資料には記載しておりませんが、令和2年度の新規事業でございました一般廃棄物組成等調査費につきましては、今後のごみの減量施策、また、ごみ処理基本計画等の見直しの基礎資料とするため、家庭ごみの組成調査を業務委託により行う予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響があり、最終的には全事業者が辞退したため入札が不調となりまして、事業が実施できず不執行となったものでございます。しかし、この調査は、今後のごみ減量に係る施策の推進や計画の見直しに当たって重要な基礎資料でありますことから、今年度を実施を予定しておりました事業系ごみの組成調査及び将来の排出予測調査と併せて現在取り組んでいるところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 ただいまの説明につきまして、委員の皆さんから御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思っております。議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題とします。

初めに、新型コロナウイルス感染症の発生状況について、及び新型コロナワクチンの接種について、理事者から報告願います。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 毎回の常任委員会のときに御報告を申し上げます新型コロナウイルス感染症の発生状況につきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。本日も資料をお配りしておりますので、それに基づきまして御説明を申し上げたいと思っております。

まず、資料1ページ目の一番上のグラフでありますけれども、初確認以降の発生状況ということで、おおむね中央に1つ目の山、その右側に2つ目の山、そして、そのさらに右側に3つ目の山というのがございますが、これらがいわゆる第3波、第4波、第5波に当たるものでございまして、今回、その第5波がピークアウトしたというような状況にございます。今回の山の特徴といたしましては、この山が高いこと、そして幅が短いこと、つまり何を申し上げたいかといいますと、感染が急拡大をして、その後に急速に感染が収束に向かっていったというような内容でございまして、今回の感染拡大の特徴といたしましては、特に、飲食店におけます感染拡大が見られたということでござい

したが、その後、国のほうでまん延防止等重点措置、さらには緊急事態措置が取られたということで、飲食店の方々の御協力によりまして休業措置という形になりまして、その後、飲食店からの発生がゼロになったことから、そういった効果が非常に大きく見られたことによりまして、かなりの勢いで収束に向かっていったというような状況がございます。

1 ページ目、真ん中のグラフになりますが、人口10万人当たりの1週間の発患者数ということでございます。ピークといたしましては、8月24日の約129名ということになってございます。この時点では札幌市を上回り、全道で最悪の状況を迎えておりましたが、この8月24日をピークに急速に下がっていったというような状況であります。

1 ページ目、下のグラフは今年度の発生状況ということでありますが、ピーク時は先ほどと同様、8月24日に83名という過去最高の発患者を確認して以降、下がってきている状況でございます。緊急事態宣言が9月30日で解除になりましたが、そういった意味では、今後、これがどのように推移していくのかということ注視していかなければならないという状況になっております。これまで第3波、第4波のときも、収束を迎えた後に感染者が一人も確認されなかった日が続いたということがありましたが、今回、第5波のピークアウトをしてからはまだ1日しかなく、感染の状況が完全に収まっているというふうには言い難い状況でございます。

続きまして、2 ページ目になります。クラスターの発生状況で、今年度に入りましてから本市では46件のクラスターが発生をしております。そのうち、終息をまだ迎えていないものにつきましては、実は、この資料作成後に50番の旭川明成高等学校が終息を迎えましたので、そういった意味では、終息を迎えていないものが5か所ということになっておりますが、こちらについてはその後、感染者が今のところ出ていない状況になりますので、今後、順調に終息を迎えるのではないかとこのように思っております。

3 ページ目、上段のグラフでございますが、本市のコロナ専用病床の稼働率の推移ということでございます。今回の第5波につきましては、9月6日に91床、パーセンテージで申し上げますと48.9%の使用がありまして、このときが病床の使用のピークというような状況でございました。その後、現在は10%程度というふうになってございます。

続いて、3 ページ目、真ん中のグラフになります。宿泊療養施設の入所者数と自宅待機数でございます。自宅待機者のピークは8月27日の477名となっておりますが、現在は20名強というような状況になってございます。また、宿泊療養施設の入所者のピークは、8月17日、18日、そして20日の98名、これは本市のみの数字になっておりますが、これがピークであったという状況でございます。

3 ページ目、一番下の表でございますが、受入基幹病院の病床確保数と病床使用数ということになっておりまして、この時点で9.7%の病床の稼働率ということになってございます。現在、ここには北海道の医療提供体制がフェーズ3というふうに記載しておりますが、10月1日からフェーズ2に移行しております。今後、経過期間を経ましてフェーズ2の病床確保の数字になっていくということになりまして、具体的に申し上げますと、現在有しております一般病床と重症者用の病床、合計186床から143床になる予定でございます。なお、道の医療提供体制のフェーズにつきましては、感染状況に合わせまして上げ下げを行うものでありまして、今後、また今回のような状況になった際には、フェーズがまた3に移行されるということで、それに合わせて必要な病床を確保

してまいりたいと考えてございます。

4 ページ目になります。他地域との比較ということで、今回、緊急事態宣言が日本中で解除されたということですが、その前に緊急事態宣言になっていた地域と本市との比較というものでございます。日本全体と本市の数字が極めて似ておりまして、今現在はこのような状況で、日本各地ともかなり感染者の減少が見られるというような状況でございます。そのような中、本市につきましては、この資料の作成時点で人口10万人当たりの1週間の感染者数については10.43人ということで、札幌市及び北海道の数値を上回っている状況でもございます。また報道では、昨日の感染者数の発表が北海道全体で1桁ということでしたが、そのうち3名が本市の感染者ということになりまして、依然として本市での発生が続いているということが言えるかと思ひますし、さらには、現在も毎日のようにスクリーニング検査を行っている状況でございます。特に、ワクチン接種の適用外であります幼稚園、保育所、小学校、また接種率は後ほど説明があるかと思ひますが、接種率がまだ伸びていない中学生、高校生、こういった方々の感染が確認されている状況でございます。決して予断を許す状況にはないというふうに認識をしているところでございます。

最後に5 ページ目になります。北海道のステージとの比較ということで、まん延防止等重点措置相当でありますステージ3、それから緊急事態宣言相当でありますステージ4との比較であります。一部、入院率及び重症者用確保病床の使用率の2つの項目で北海道のステージ3を上回っている状況がございますが、それ以外につきましてはおおむね落ち着いている状況にあるというところでございます。

最後に、いわゆるリンクなしと言われる感染経路不明の割合でございますが、この感染拡大期におきましては、特にクラスター関係の感染者及び家庭内の感染者が多かったことから50%を上回ることはございませんでしたが、ここに来ましてリンクなしの方々の数値が増えてきているというような状況でありまして、市中感染には今後も注視していく必要があるというふうな認識を持っているところでございます。

現在、一定限落ち着いた数字になってきておりますけれども、その中でもワクチンを接種したにもかかわらず感染をするという、いわゆるブレイクスルー感染なども若干見られる状況でございます。今後におきましても、ワクチン接種をされた方であっても基本的な感染対策をしていただくよう保健所としても啓発をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策監** 新型コロナワクチン接種について2つほど、接種状況と3回目の追加接種について御報告を申し上げます。

まず最初に、ワクチンの接種状況について御報告します。お手元の資料を御覧ください。10月1日現在の接種状況です。接種対象となる12歳以上ですが、転入転出で日々変動しておりますが、令和3年1月1日現在の住民基本台帳人口では約30万4千人であり、このうち1回目の接種人数は20万9千298人、接種率68.8%、2回目の接種を完了した人数は15万8千753人、接種率52.2%となっております。なお、本日時点の最新の接種率は、1回目70%、2回目は53.5%に上昇しております。1回目から2回目を受けるまでの間隔は、ファイザー社製ワクチンは約3週間、モデルナ社製ワクチンは約4週間になりますので、10月末までには7割近くの方が2回目の接種を完了する見込みであり、計画どおり接種が進んでおります。

次に、資料の下の年齢別ですが、年齢別の接種率は、年代が上がるに従って高くなっております。これは、8月30日の64歳以下の方への接種開始以降、基礎疾患のある方、60歳以上の方、40歳以上の方、12歳以上の方と段階的に接種を開始したこともありますので、このような形になっております。特に、10代については、接種開始時期が9月下旬であったことや、試験や学校行事などを考慮して予約をされている方もおりますので、ほかの世代よりは接種率が低い状況であります。小児科を中心に予約が入っておりますので、接種人数は増加していくと見込んでおります。また、予約状況ですが、集団接種会場は10月まで、医療機関は11月の初めまで、今のところ予約を受け付けておりますが、今、予約枠に余裕が生じてきているところもありますので、予約しやすい状況になってきております。

2つ目は、資料は御用意しておりませんが、3回目の追加接種、またはブースター接種とも言われておりますが、今の時点の状況を御報告いたします。3回目の追加接種は、9月17日に開催された、国が設置しております厚生科学審議会の予防接種・ワクチン分科会において、追加接種を行う必要があり、2回目接種完了からおおむね8か月以上後とすることが妥当であるとの見解が示されました。これを受けまして、厚生労働省から各自治体に対して、追加接種に関わる体制確保についての通知がありました。主な内容としては、実施時期は、早ければ12月からの開始を想定、2回目接種完了から8か月以上経過した方から順次接種券を送付するためのデータの整理、接種券や予診票の様式の見直しなどについて示されております。ただし、これらは現時点の検討段階ということで、例えば、接種対象者は、我が国では2回目の接種完了から8か月以上経過した全員を想定していますが、追加接種を予定しております一部の諸外国では、接種間隔が8か月以内の場合もあります。また、接種の対象者は、高齢者または基礎疾患のある方、免疫不全の方などに限定している例が、諸外国には多くあります。このため、国ではさらなる科学的知見や諸外国の対応状況を踏まえて判断するとしており、正式な実施については、予防接種法に基づいた手続が進められてからになると考えております。

以上のことから、本市の現時点の対応としては、追加接種を行うということを前提とした上で、まずは予診票に基づく接種者のデータ整理、これはいわゆるVRSという国のほうで用意されているデータシステムなんです。そのデータ整理、接種券の印刷や発行方法などの準備を行いながら、新たな情報に対応できるように検討や準備をしております。今後も新たな情報が入りましたら御報告させていただきます。

以上です。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言ありますか。

○小松委員 何点かだけお聞きします。

浅利部長から、第5波の感染が急拡大して、しかし、急収束したという特徴が述べられました。その主要な要因がまん防や緊急事態宣言で一定の行動制限を行ったことによるという意味のことも述べられていたと思うんですが、このいわゆる第5波は、重篤化、重症化はそれ以前と比べて少なかったということは言えるのでしょうか。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 今回の特徴といたしましては、まず、先ほど申し上げたとおり、飲食店での感染が多いということで、これがおおむね若年層でありまして、特に、8月の感染者の半数以上の方が20代以下というような状況がありました。したがって、

感染が確認された年代が以前のように高齢者が多い状況ではなく、若年層が多いということでありまして、もともと重症化のリスクが高齢者に比べて若年層は当然低いわけでありますので、そういった部分で重症化する例が、人数の割には少なかったというふうに言えるかと思えます。

あともう一点は、いわゆるワクチン効果というものがございまして、特に、ワクチンを接種された方で何らかの形でブレークスルーして感染が確認されるという方もおられましたけれども、やはりワクチンの効果によりまして重症化のリスクが減っているということから、ワクチンを接種された高齢者の方々の重症化が少なかったということ、また、それに伴いまして、この間これだけの感染者が出ている割には死者が少なかったということが言えますので、そういった感染者の年齢層の問題、それからワクチン接種の効果ということで、重症化のリスクが減った結果が今回重症化する方が少なかった要因というふうに分析しております。

**○小松委員** 報告にもありましたけれども、自宅待機者は8月27日の477名がピークです。この数は毎日報道されていて、実は私どものところにも非常に多くの市民から、不安、対応に対する疑問、批判、様々な声が寄せられました。

時を同じくして、全国では自宅待機者が残念ながら亡くなってしまうということも報告をされておりまして、これは保健所としても部長としても、心中穏やかでなかった時期だと思うんですね。一つは、病床を空けておかなければならない、入院が必要な人が出た場合の対応として。それをすると、自宅待機者の数は当然増えていくわけで、何が正解か分からないような状況で対応を迫られていたのではないかなというふうに思うんですが、このときの苦しい心中についてお聞きいたします。

**○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長** 自宅待機者というのは、簡単な数式で言いますと、感染者から入院、あるいはホテルへの入所の方を引いた残り、これが自宅待機者という形になるわけでありましてけれども、入院の場合は、入院をするための適用というものがございまして、この適用にならない方については入院の対象にはならないということになりますから、入院病床が空いているからといって、そこに皆さんに行っていただくというふうには、やはり簡単にはいかないというような状況、さらには、これまでも指摘をさせていただいておりましたが、宿泊療養施設のほうの稼働率がやはり上がらないというような状況もありまして、その結果として、自宅待機者が増えてしまったというのが要因であります。

私どもとしては、何とか感染された方々の重症化、もしくは、もちろん亡くなるということのリスクを減らしていかなければならないというのが一番の使命だと思っております。そういった観点では、今回の状況というのは我々にとってみれば、リスク管理をする立場として極めて難しい状況であったことは間違いございません。そのような中で、我々保健所のほうから、感染されて自宅待機を余儀なくされている方々に毎日のお声かけをさせていただいて、健康観察というものをしっかり行ってまいりましたし、入院のお話がありましたけれども、本来入院すべき方については全て入院していただいたということから、何とか最終的なリスク管理を大きな事故なく終えられたというふうに、当時を振り返りますとそのような評価をしているところでございます。

ただ、この間に抗体カクテル療法という一つ大きな治療の動きが出てきたと。これをやることによって、重症化のリスクがさらに減ってくる、つまり、ワクチンの接種によって、あるいはこの抗体カクテル療法によって、リスク管理をする側として、リスクがこれまでよりも低くなっていくと

というようなこともありましたし、今現在、旭川市医師会ともお話をしておりますが、かかりつけ医の方々に健康観察のフォローをしていただくというようなスキーム、これは北海道のほかの地域ではやっておりますので、北海道各地域に先駆けたそういった動きなども医師会の協力を得てやることができるようになれば、さらにリスク管理、そしてリスクの低減が図られるということになりますので、今まさに感染拡大が収まっているときこそ、そのような検討を積極的に進めていくことが重要なのかなというふうに思っております。

**○小松委員** さてそこで、今後についてなんです。今、全国一斉に緊急事態宣言が解除され、まん防が解除されて、専門家を含めて、第6波は必ず来る、ウイルスは根絶できないと。そこにどう備えていくのかということで、知事会を含めていろんなことが検討されたり、国に対する意見も出されている。この急激な人の流れの拡大、全国で空路、陸路、施設等への人の入り、どこを見ても感染が今後急速に広がる可能性が秘められているということになるんだろうと思います。それに対してどういうふうに食い止めていくのかというのは、ウイルスが相手なだけに、必ずしもこれをやれば効果的だというのは、緊急事態宣言やまん防を除くと、なかなか限定されてしまうということなのかなと、私自身はそう考えています。

今後、恐らくどこかの時点で、この地域、あるいは北海道、全国的にも感染が拡大されるだろうというふうに思うんですが、これに対してどういうふうにこの地域で対応していくのかということについてお聞きをしたいと思います。

**○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長** まず、結論から申し上げますと、なかなか一地域で感染拡大を防ぐということについては、正直難しいというふうに思っていますし、それがもしできるのであれば、今までもそれに我々は取り組んできたということになるわけではありますが、正直言って難しい状況なのかなというふうに思っております。

昨年の例なんかを見ますと、特にウイルスというのは、高い気温のときよりも低い気温のときのほうが、あるいは湿気のあるときよりも乾燥しているときのほうが、ウイルスの動きというか、生き残るための状況として、低温で乾燥しているときのほうがより長く生きていくということは証明されているようですけれども、そういうことを言いますと、まさに寒さ、乾燥が北から南に向かっていくということになりますので、そうすると、次の大きな波というものがもし来るとすれば、やはり北海道から出てくる可能性が僕は高いのではないかなというふうにも思っていますし、実際、昨年、旭川の感染の拡大期というのは11月に迎えております。実際、国全体で言いますと1月でしたから、昨年で言うと第3波ということになりますが、1か月半ほど早く感染拡大が起こったという事例もありますので、そういうことに鑑みますと、本当に予断を許さないというような状況があるということが言えるかと思えます。

また、今回、緊急事態宣言が日本全国で解除されましたので、やはり市民の皆様はもとより、それまでたまっていたものが噴き出していくというわけじゃないですけども、そういう欲求なども当然あるかと思えます。こればかりは、人の流れを止めるという強制力は何もないわけなので、やはりそこで実際に問題となるのは一人一人の自覚、それから感染対策、感染管理ということになるかと思えます。少なくともそれはどこの自治体でも訴えていることだと思いますので、やはり日本全国でそういう声を常に上げる、絶やさないといい啓発活動というのは重要になってくると思いますし、その基礎となるのが正しい情報であったり、あるいは今、現状がどうなっているかという

ものをきちっとお出ししていくことが重要なことだと思っております。

今後も情報提供の在り方でありますとか、啓発の手法ということについては、ワクチン接種と同時に検討を行っていく必要があるものと考えております。

○小松委員 以上で終わります。

○佐藤委員長 他に、委員の皆様から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、この報告に関わりまして出席している理事者については、退席していただいて結構です。

次に、旭川市次期一般廃棄物最終処分場建設候補地の公募について、理事者から御報告願います。

○富岡環境部長 旭川市次期一般廃棄物最終処分場建設候補地の公募について、御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。7月の本常任委員会で御報告させていただきましたが、当初、環境への負荷が少ないごみ処理システムへの移行を目指す次期最終処分場や次期清掃工場の整備に係る取組を実施してまいりましたが、市場価格の高騰等の状況変化を受けまして、実現可能な施設整備となるよう方向性を整理し、旭川市ごみ処理施設整備基本方針において、その見直しを行ったところでございます。この見直しに伴いまして、次期最終処分場の整備に当たり、現行の埋立て対象物に合わせた建設候補地を選定する必要があるところでございます。こうした中、令和12年3月という現最終処分場の埋立て期限を見据え、次期最終処分場の整備を円滑かつ着実に進めるため、建設候補地の公募を行うことといたしました。

次に、公募の概要でございますが、本市内に位置し、面積が10万平方メートル以上、20万平方メートル以下の一体となった土地であり、法令等による除外区域に該当しないこと、次期最終処分場としての土地の利用及び売却について、応募する土地の全ての土地使用者の同意を得ていること、またはその見込みがあること、次期最終処分場の建設候補地として応募することについて、応募する土地が位置する町内会及び市民委員会に対して、その旨を伝えていることが応募要件となっております。また、応募者は、応募する土地の全部または一部の土地の所有者、応募する土地が位置する町内会または市民委員会の長のいずれかとし、公募期間は10月11日から12月29日までの80日間としております。

次に、建設候補地の選定方法につきましては、公募要領との適合、定量評価、定性評価の3段階で選定を行うこととし、応募がなかった場合、または応募地が要件や基準を満たさない場合は、市におきまして建設候補地を選定することといたします。

最後に、選定までのスケジュールでございますが、公募期間終了後に、先ほど申し上げました選定方法による選定作業を行い、年明けの令和4年2月に建設候補地を選定する予定で考えております。建設候補地の選定後、地域との協議に入りますが、次期最終処分場の整備に当たっては、地域の住民の方々の御理解が不可欠でございまして、現最終処分場を整備した際の経験をしっかりと踏まえ、丁寧に誠意を持って御説明した上で、より多くの方に御理解をいただき、地域合意が得られますようしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆さんから御発言はありますか。



○小松委員 1、2点だけ確認させてください。

まず、前回の委員会でも、公募ということは部長のほうから説明があったと思うんですが、改めて、通常、この公募というのは極めて少ない手法なんですよ、公共施設整備に関して言うと。現に、一般廃棄物は数年前からやってきているけども、候補地については、皆さん方が独自に専門家の意見を聞きながら絞り込んできたんだけども、公募というやり方は取っていない。私の印象で言うと、この公募的な手法というのは、DBOとかDB、企画、建設、これらについてはやってきているんですよ、いわゆる提案型という範疇の中ではね。しかし、用地を確保するための公募、あえて今回こうした手法を取ったということについての御説明をいただきたいと思います。

○稲田環境部清掃施設整備課長 今回、公募という手法を取った理由についてでございますけれども、当初、最終処分場につきましては覆蓋型ということで考えておりましたけれども、様々な課題に直面しまして、その整備の在り方ということを見直しまして、その結果、埋立ての容量というのが、当初約16万立米でしたけれども、それが約4倍の64万立米になったということで、施設に必要な容量が増大したところでございます。そういった中で、施設規模に見合った建設候補地の新たな選定が必要となったところでございます。

こうした状況を踏まえまして、現在の処分場の埋立て期限が令和12年の3月ということでございまして、その期限が迫っている中、次期処分場の整備は本当に重要かつ喫緊の課題というふうに受け止めておりますし、早急な選定が必要でございます。また、規模の増大に伴いまして、より多くの土地所有者ですとか地域との協議というものが想定されるところでございまして、合意の形成に向けた困難度がより高まったというふうにも考えております。

また、覆蓋型のときに、一度市として建設候補地を選定して、地権者と協議を行った経過がございますけれども、結果として合意に至らなかったということがございます。そういったことから、次期処分場の整備に当たりましては、土地所有者ですとか地域の理解、また協力を得ることが非常に大きな課題と受け止めております。

また、この次期処分場の整備、これを円滑かつ着実に進めていく必要がございますけれども、そういったことを考えたときに、より実効性ですとか確実性を考慮した取組が必要ということで、今回、建設候補地の公募をするということに至ったところでございます。

○小松委員 このペーパー1枚の中にも書いているんですが、公募した結果、応募があったとしても、適合性に欠けるとか、あるいは応募がなかった場合には市が選定するという従来型のやり方を記載しているんですよ。だから、今、なぜ公募かということをする述べられたんだけど、私の印象としては、ある種の期待感、公募することで、地域合意もそれなりに形成されて、応募していただくことで候補地も絞られる、それが単数か複数かは別として。そうした期待感を持つての手法、しかし、そこに全てを委ねることができるかどうかは結果を見なければ分からないので、調わなかった場合は従来型で市独自にやりますよと、こういう2段階の考え方なのかなと思います。端的にお聞きいたします。

○稲田環境部清掃施設整備課長 今回、公募という取組を行いますけれども、今、小松委員のほうからお話がありましたとおり、応募があったとしても基準を満たさないとか、そういったことも考えられますので、市といたしましても同時並行的に選定の作業というものは進めていきたいと考えております。

○小松委員 恐らく最後です。

今、聞いた範囲、説明を受けた範囲での課題意識、10ページぐらいの資料が配付されているので、この中にはあるかもしれないですが、あえて聞きますが、公募して、選定方法、中身についてはこの1枚のペーパーに3段階で選定しますと書いてあります。どういうメンバーの誰が選定するのかということは書かれていないんですが、これについて説明をいただきたい。もう一つは、選定の方法については書かれているのだが、どういう項目を評価の対象にして選定していくのかということもこの一番上のものには書かれていないので、その評価のことと、選定に当たる機関、メンバー等についてお答えをいただいて、私の質疑を終わります。

○稲田環境部清掃施設整備課長 まず、応募があった場合に誰がその評価をしていくのかということと、ここでございますけれども、申請のあった応募地につきまして、廃棄物処理施設整備に係る調整会議という庁内の組織を設けております。構成といたしましては、両副市長、そして関係部局の長としておりまして、当時、覆蓋型で選定したときもこの調整会議で選定したところでございますけれども、同様にこの組織をもって選定していきたいと思っております。

また、評価の項目ということでございますが、前回、覆蓋型のときに附属機関を設けまして、比較評価方法というものを選定いただいた経過がございます。今回、埋立て容量が大規模になるということで、この比較方法についても当時の附属機関の委員の皆様には修正というんでしょうか、見直しの内容について御説明をさせていただいて取りまとめたところでございますが、項目といたしましては、大項目ということで7つございまして、温室効果ガスでありますとか生活環境、自然環境等がございます。そういった大項目が7つ、そして小項目が16ほどございますので、そういったものに基づきまして、定量的な評価を行っていきたいと考えております。

○佐藤委員長 他に、委員の皆様から御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。その他、委員の皆様から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

---

散会 午前11時26分